

箸尾準工業地域工場用地造成事業

進出企業選定に係る審査基準書

広陵町箸尾準工業地域

企業誘致等検討委員会

1 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、広陵町（以下「町」という。）が、「広陵町箸尾準工業地域企業誘致等検討委員会設置要綱」に基づき、進出企業の選定を行うに当たり、「広陵町箸尾準工業地域企業誘致等検討委員会」（以下「委員会」という。）において、箸尾準工業地域内における工場用地の分譲に関し、優良な企業を選定するための方法、選定に係る審査基準等を示したものです。当地域は、準工業地域であり工場立地には最適な用途地域ではありますが、住宅が近接しているため、騒音や振動等の環境対策への配慮を十分に考慮して企業を選定します。

2 1次エントリー選考の流れ

(1) 「1次エントリー企業」の登録

エントリーいただいた企業について、提出書類の審査を行い「1次エントリー企業」として登録します。

(2) 登録企業へのヒアリング

エントリー資料等を基に、登録した企業の操業内容や進出希望面積等により、土地の区画割、区域内道路やインフラ整備などの検討を進めます。また、1次エントリー企業の事業概要及び事業計画を把握するため、登録企業から「箸尾準工業地域1次エントリー登録企業 聞き取りシート」及び「事業計画書」の提出を受け、企業誘致担当課である企画政策課がヒアリング（非公開）を実施の上、委員会に報告します。

(3) 「1次エントリー登録企業」内定の選定

委員会において、応募資格、前号の提出書類及びヒアリング内容を踏まえ、「1次エントリー企業 評価基準」を基に1次エントリー登録企業の中から、1次エントリー内定企業（分譲候補企業）の選定を行います。

1次エントリー内定企業は、「書面審査」と「財務審査」に基づき行います。1次エントリー内定の際に、2次エントリーの受付可能区域（A地区又はB地区）を決定します。なお、1次エントリー企業で、得点が一定の水準に満たない場合は不合格とします。

3 2次エントリー（立地企業決定）の流れ

(1) 「2次エントリー企業」の受付

「1次エントリー内定企業（分譲候補企業）」の中で、箸尾準工業地域内における工場用地の分譲に進出の意思を示された企業について、2次エントリーの応募を受付けます。

(2) 立地企業の決定

「1次エントリー企業 評価基準」について計画の実現性の確認を行い、「1次エントリー企業 評価基準」を基に最終選定に当たり新たな評価項目等の追加・修正を行い、『選定基準』を策定の上で立地企業候補者を決定します。

4 評価基準及び配点の考え方

「1次エントリー企業 評価基準」について、書面審査は3基準、財務審査は1基準で判断します。『選定基準』については、「1次エントリー企業 評価基準」を基本とします。※別紙 「1次エントリー企業 評価基準」のとおり。

(1) 書面審査 (100 点)

①企業概要 (20 点)

町に貢献する企業の立地を目指します。

※企業の現状実績から判断します。

②進出後の地域貢献 (40 点)

進出後の地域貢献と進出計画の可能な企業の立地を目指します。

※進出計画における地域貢献度から判断します。

③施設計画と周辺への環境配慮 (40 点)

環境対策、周辺住民配慮を目指します。

(2) 財務審査 (50 点)

企業の経営状況

資力・信用など長期的に存続する企業の立地を目指します。

※財務審査は、企業の経営状況による企業の継続性の重要性を勘案して高配点とします。

5 1次エントリー企業 評価基準（書面審査、財務審査）

採点方法

(1) 配点の評価は別紙「1次エントリー企業 評価基準」の評価基準のとおりとします。

(2) 「広陵町箸尾準工業地域企業誘致等検討委員会」にて内容評価の上決定します。

書面審査（配点：100点）…最低合格点を40点とし、満たない場合は不合格とします。

財務審査（配点：50点）…最低合格点を20点とし、満たない場合は不合格とします。

※優良な企業を選定するために町が求める水準に満たない場合については不合格とします。

6 総合評価（立地企業候補者の決定）

『選定基準』を策定の上、得点合計が高い応募者から優先的に希望地域及び希望面積の交渉ができる立地企業候補者とします。

なお、総合評価により決定した立地企業候補者が、町との協定書を締結しないときなど手続を履行しない場合は、総合評価による順位に基づき立地企業候補者を選定します。